

# 令和6年度 ICTオフィス立地促進事業公募要領

## 1 目的及び趣旨

本事業は、県内におけるICT関連産業の集積を通じ、産業基盤の強化、雇用の創出及び交流人口の拡大を図るため、県内に事業所等を設置するICT企業等の内、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対し、事業所設置に係る運営費や初期費用に対する補助金を交付します。

本事業は、この公募要領に定めるもののほか、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、ICTオフィス立地促進事業費補助金交付要綱（平成31年1月10日付け30産第2785号。以下「要綱」という。）及びICTオフィス立地促進事業実施要領（平成31年1月10日付け30産第2785号。以下「実施要領」という。）に基づき実施するものですので、各要綱等を熟読のうえ、申請してください。

## 2 補助対象事業者及び補助対象経費等

補助対象事業者及び補助対象経費等については実施要領に別に定める、別表1（運営費補助）及び別表2（初期費用補助）に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付します。

## 3 事業期間

事業期間については、交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

## 4 申請方法等

### (1) 公募期間

令和6年4月1日(月)から令和6年12月27日(金)まで。

ただし、予算が無くなり次第終了とします。

### (2) 提出方法

郵送又は持参してください。提出先は、「8 問い合わせ先・提出先」に記載した担当宛てとし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までとします。

なお、郵送の場合、募集期間内に提出先に到着したものに限り受け付けます。

### (3) 提出書類

ICTオフィス立地促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に以下の書類を添付して提出してください。

- ① ICTオフィス立地促進事業（変更）計画書（第1号様式別紙の1）
- ② ICTオフィス立地促進事業（変更）見積書（第1号様式別紙の2）
- ③ ICTオフィス立地促進事業（変更）雇用計画書（第1号様式別紙の3）
- ④ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第2号様式）
- ⑤ 役員一覧（第2号様式別紙の1）
- ⑥ 決算書3期分（写し）
- ⑦ 登記事項証明書（発行日が6ヵ月以内のものに限る）
- ⑧ 定款（写し）

⑨ 補助事業に要する費用の金額が確認できる書類

※補助金の申請に際しては、実施要領に別に定める、実施計画の承認が必要です。

※⑥及び⑧のうち、過年度の申請時に提出しているものは不要です。

※必要に応じて、申請内容の確認を行うための書類を求める場合があります。

※申請書及び募集要領については、福島県企業立地課ホームページよりダウンロードできます。

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。

なお、提出された申請書等は返却しません。

## 5 審査

申込受付順に書面審査を行います。必要に応じてヒアリング調査を行います。

審査結果(採択又は不採択)は書面にて通知します。

## 6 実績報告

補助の対象となる事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出してください。書類を確認した後、補助金交付額の確定通知書を送付します。

(1) ICTオフィス立地促進事業報告書(第4号様式別紙の1)

(2) ICTオフィス立地促進事業収支報告書(第4号様式別紙の2)

(3) 補助事業に要した費用の支払いを証する書類の写し

(4) 新規地元雇用者に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令3号)第9条の規定により通知を受けた雇用保険被保険者資格取得確認通知の写し

(5) 新規地元雇用者に係る住民票の写し

(6) 新規地元雇用者に係る雇用条件及び週における勤務時間を確認できる書類

## 7 補助金の支払い

補助金交付額の確定通知書を受け取ったら、ICTオフィス立地促進事業費補助金交付請求書(第5号様式)を提出してください。書類の内容を確認した後に補助金を支払います。

## 8 問い合わせ・提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 県庁西庁舎12階

福島県商工労働部企業立地課 (担当:荒井)

電話 024-521-7882

FAX 024-521-7935

E-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp